

日本女子大学教授

細川 幸一

経済のグローバル化が進み、われわれの日常生活は地球全体の問題や遠い地球の裏側の国々の人々の暮らしとも関係している。温暖化や熱帯雨林の伐採な

消費者市民社会



2

どの地球環境に関わる諸問題や、発展途上国の貧困や地域住民の生活環境悪化などの社会問題がニースになることも多い。こうした問題を発生させている原因は人類の経済活動である。

その活動の中心は企業であり、企業がそうした問題を生じさせない形で営利活動を行うことが期待される。無論、生産活動が行われている国の環境法や労働法が適用され、それによる問題解決が第一ではあるが、国によっては法整備が遅れていることもある



商品の購入で企業に動機付けを

し、法律はあっても実質的に機能しないという「エンフォースメント(法執行)の欠如」という問題もある。

そうしたことから、世界規模で条約や国際慣習法などの国際法で対応することも試みられているが、世界政府が存在しない今日、実行力のある法的仕組みを地球規模で整備することに困難を伴う。

そこで、企業自らが地球市民としての自覚を持ち、行動

することを促すとともに、消費者が自らの消費行動を見直すことが期待されている。

すなわち、生産に携わる企業の活動を法規制という手段で規制するだけでなく、消費者が環境や人権に配慮した商品を購入する、あるいはそれらを配慮しない商品を購入しないという行動により企業にインセンティブ(動機付け)を与えようとするものである。こうした考えが浸透し始

め、消費者教育推進法では消費者市民社会という考え方が明示された。そうした中で近年、エンカル消費という概念が登場してきた。

消費者庁に「倫理的消費」調査研究会が設置され、情報が提供されていることもあり、その考えに基づく活動もより活性化してきている。しかし、倫理という概念の分りにくさ、また人によって、あるいは地域や宗教によって、その意味や内容が異なることから、この概念に対する批判的な意見も聞かれる。